

定款記載事項に関する主な検討項目

項 目	内 容
理事長と学長の関係	・ 一体型・分離型
役 員 理事長 副理事長 理事 監事	・ 定数 ・ 任期 ・ 職務及び権限 ・ 学外者の参画の有無とその人数 ・ 常勤・非常勤
理事会	・ 設置・非設置 ・ 構成 ・ 審議事項 (審議会、教授会の審議事項との調整を含む。)
経営審議会(仮称)	・ 定数 ・ 構成
教育研究審議会(仮称)	・ 学外者の参画の有無とその人数 ・ 再任の可否 ・ 審議事項 (理事会、教授会との審議事項の調整を含む。)
学長選考会議(仮称)	・ 定数 ・ 構成 ・ 学外者の参画の有無とその人数 ・ 選考方法 ・ 法人設立後最初の学長の任命
業務の範囲	・ 業務の範囲

【理事長と学長の関係】

1 制度の概要

- ・法人に理事長一人を置く。
- ・理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- ・法人の理事長は、法人が設置する大学の長となる。(一体型)
ただし、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することができる。
(分離型)
- ・学長となる理事長の任命は、法人の申し出に基づき設立団体の長が行う。
- ・学長と理事長を別に任命した場合は、学長は副理事長となる。

<地方独立行政法人法>

第12条 地方独立行政法人に、役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

第13条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

第14条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率率的に運営することができる者

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長となる理事長」という。)の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申し出に基づいて、設立団体の長が行う。

6 第3項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第5項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第14条第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

2 国立大学法人の状況

- ・法人の長である学長が置かれている。(一体型)

< 国立大学法人法 >

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

第11条 学長は、学校教育法（昭和26年法律第266号）第58条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

3 宮城大学の法人化基本方針

理事長は大学の学長となること(一体型)を基本に検討を行う。

「宮城大学の法人化基本方針」 第2, 1(3)

法人経営と教育研究双方の円滑かつ一体的な合意形成や、強いリーダーシップを発揮することによる機動的な意思決定が可能となることなどから、理事長は大学の学長となること(一体型)を基本に検討を行う。

4 先行法人の状況

区 分	法人数	内 訳
一体型	21法人	一法人一大学：19法人
		一法人複数大学：2法人(福島県(会津), 島根県)
分離型	11法人	一法人一大学：6法人
		一法人複数大学：5法人(岩手県, 東京都, 静岡県, 愛知県, 長崎県)

平成19年4月現在の法人数。ただし、短期大学のみを設置する法人は含まない。

以下、「先行法人の状況」において特に記載のない限り同じ。

5 定款への記載案(素案)

(役員の数)

第 条 法人に、役員として、理事長1人 ... を置く。

(役員の職務及び権限)

第 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。 <法第13条第1項>

(理事長の任命等)

第 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。 <法第71条第2項>
理事長は、大学の学長となるものとする。

【副理事長の設置，定数，職務権限等】

1 制度の概要

- ・法人に副理事長を置く。ただし，定款で置かないことができる。
- ・役員の数値は，法人の定款で定める。
- ・学長と理事長を別に任命した場合は，学長は副理事長となる。
- ・副理事長は，法人を代表し，定款の定めにより，理事長を補佐しての法人業務の掌理，理事長に事故あるときの職務代理，理事長が欠員のときの職務執行，を行う。
- ・副理事長は，理事長が任命する。

<地方独立行政法人法>

第8条 地方独立行政法人の定款には，次に掲げる事項を規定しなければならない。

6 役員の数値，任期その他役員に関する事項

第12条 地方独立行政法人に，役員として，理事長1人，副理事長，理事及び監事を置く。
ただし，定款で副理事長を置かないことができる。

第13条 2 副理事長は，地方独立行政法人を代表し，定款で定めるところにより，理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し，理事長に事故があるときはその職務を代理し，理事長が欠員のときはその職務を行う。

第14条 理事長は，次に掲げる者のうちから，設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか，当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

3 副理事長及び理事は，第1項各号に掲げる者のうちから，理事長が任命する。

第71条 6 第3項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は，人格が高潔で，学識が優れ，かつ，大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

9 公立大学法人の副理事長（第7項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は，第14条第3項の規定にかかわらず，第6項に規定する者のうちから，理事長が任命する。

2 国立大学法人の状況

設置されていない。

3 宮城大学の法人化基本方針

役員として，…，副理事長…を置く。

「宮城大学の法人化基本方針」 第2，1（3）

役員として，理事長，副理事長，理事及び監事を置く。

役員の数値，担当する職務及び権限，任期，学外者の参画等について，検討を行う。

4 先行法人の状況

区 分	法人数	内 訳	定 数
副理事長を設置	27 法人	分離型：11 法人	1～3人
		一体型：16 法人	全て1人
副理事長を不設置	5 法人	一体型： 5 法人	-

5 定款への記載案（素案）

（役員の数）

第 条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人 ... を置く。

（役員の職務および権限）

第 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

【理事の定数，職務権限等】

1 制度の概要

- ・法人に理事を置く。
- ・役員の数値は，法人の定款で定める。
- ・理事は，定款の定めにより，理事長，副理事長を補佐しての法人の業務の掌理，理事長，副理事長に事故ある時の職務代理，理事長，副理事長が欠けたときの職務執行，を行う。
- ・理事は，理事長が任命する。

<地方独立行政法人法>

第8条 地方独立行政法人の定款には，次に掲げる事項を規定しなければならない。

6 役員の数値，任期その他役員に関する事項

第12条 地方独立行政法人に，役員として，理事長1人，副理事長，理事及び監事を置く。

ただし，定款で副理事長を置かないことができる。

第13条2 理事は，定款で定めるところにより，理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し，理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し，理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

第14条 理事長は，次に掲げる者のうちから，設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか，当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

3 副理事長及び理事は，第1項各号に掲げる者のうちから，理事長が任命する。

第71条6 第3項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は，人格が高潔で，学識が優れ，かつ，大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

9 公立大学法人の副理事長（第7項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は，第14条第3項の規定にかかわらず，第6項に規定する者のうちから，理事長が任命する。

2 国立大学法人の状況

- ・国立大学法人法に理事の員数（上限）が定められている。

<国立大学法人法>

第10条 各国立大学法人に，役員として，その長である学長及び監事2人を置く。

2 各国立大学法人に，役員として，それぞれ別表第1の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・役員の数について、検討を行う。

「宮城大学の法人化基本方針」 p.3【副理事長の設置，定数，職務権限等3】参照

4 理事を多数置く場合の特色等

特 色	一般的な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営の各分野で専門化が可能となる。 ・大学の業務運営に関して，それぞれの専門担当分野における責任が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲が細分化され，大学として総合的運営が円滑にならない可能性がある。 ・コスト負担が増加する。

(「公立大学法人の制度と会計」より)

5 先行法人の状況

(1) 理事の定数

理事の定数	法人数	学生数別内訳				
		~ 999人	1000 ~ 1999人	2000 ~ 2999人	3000 ~ 3999人	4000人 ~
2人以内	1法人				1法人	
3人以内	7法人	1法人	2法人	2法人	1法人	1法人
4人以内	10法人	4法人	5法人	1法人		
5人以内	9法人	3法人	1法人	2法人		3法人
6人以内	3法人	2法人			1法人	
8人以内	1法人		1法人			
10人以内	1法人				1法人	

「学生数」は，平成18年5月1日現在の学部の総現員で，留学生・休学生を含む。

(夜間部は含まず。)

宮城大学の平成18年5月1日現在の学生数は1,503人。

食産業学部完成時における宮城大学の学部収容定員は，1680人。

(2) 同規模法人の理事の定数

法人名	移行時期	学部数	学生数	一体型・分離型の別	理事の定数
岩手県立大学	H17.4	4	1,997人	分離型	8人以内
秋田県立大学	H18.4	2	1,513人	一体型	4人以内
山口県立大学	H18.4	4	1,338人	一体型	3人以内
福井県立大学	H19.4	3	1,593人	分離型	4人以内
神戸市外国語大学	H19.4	1	1,580人	一体型	4人以内
岡山県立大学	H19.4	3	1,420人	一体型	3人以内

6 定款への記載案（素案）

（役員の定数）

第 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 人以内 ... を置く。

（役員の職務および権限）

第 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

【監事の定数等】

1 制度の概要

- ・法人に監事を置く。
- ・役員の数値は、法人の定款で定める。
- ・監事は、法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。
- ・監事は、設立団体の長が任命する。

<地方独立行政法人法>

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

6 役員の数値、任期その他役員に関する事項

第12条 地方独立行政法人に、役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

第13条 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

第14条 2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。

2 国立大学法人の状況

- ・監事の数値は2人、任期は2年とされている。

<国立大学法人法>

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

第15条 3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・役員の数値について、検討を行う。

「宮城大学の法人化基本方針」 p. 3【副理事長の設置、定数、職務権限等】参照

4 先行法人の状況

監事の定数	法人数	備考
2人	18法人	
2人以内	13法人	
1人	1法人	

5 定款への記載案（素案）

（役員の数）

第 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 人以内及び監事 2 人以内を置く。

（役員の職務および権限）

第 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

監事は、法人の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

【学外者の参画】

1 制度の概要

- ・役員に学外者を任命することについて，地方独立行政法人法では，特に規定されていない。

2 国立大学法人の状況

- ・理事又は監事には，その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

< 国立大学法人法 >

第14条 学長又は文部科学大臣は，それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては，その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・(役員への)学外者の参画について，検討を行う。

「宮城大学の法人化基本方針」 p.3【副理事長の設置，定数，職務権限等3】参照

4 先行法人の状況

区 分	法 人 数	備 考	
学外者の参画を 定款に規定	27法人	対象	副理事長・理事：4，理事・監事：1，理事：22
		人数	規定なし：21，理事の1/2以上：3， 理事のうち2名以上：3
学外者の参画を 定款に規定せず	5法人		

5 定款への記載案（素案）

（理事長以外の役員の任命）

第 条 副理事長及び理事は，理事長が任命する。 < 法第79条9項 >

理事長は，(副理事長及び)理事の任命に当たっては，その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が(副理事長又は)理事の中に()以上)含まれるようにしなければならない。

【役員の任期】

1 制度の概要

- ・役員の任期は，定款で定める。(原則)

【学長 = 理事長】

- ・法人が設置する大学の学長の任期は，2年以上6年を超えない範囲内で選考機関の議を経て法人の規程で定める。(公立学校法人の特例)
- ・法人設置後，最初の学長の任期は，6年を超えない範囲内で定款で定める。(最初の学長の任期の特例)
- ・学長となる理事長の任期は，学長としての任期により，定款に定めることを要しない。

【副理事長及び理事】

- ・副理事長及び理事の任期は，6年を超えない範囲内で理事長が定める。ただし，任期の末日は，理事長の任期の末日以前でなければならない。
- ・副理事長及び理事の任期は，定款に定めることを要しない。

【監事】

- ・役員の任期は，定款で定める。(原則)

<地方独立行政法人法>

第8条 地方独立行政法人の定款には，次に掲げる事項を規定しなければならない。

6 役員の定数，任期その他役員に関する事項

第15条 役員の任期は，4年以内において定款で定める期間とする。ただし，補欠の役員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 役員は，再任されることができる。

第74条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は，2年以上6年を超えない範囲内において，当該大学に係る選考機関の議を経て，当該公立大学法人の規程で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は，6年を超えない範囲内において，定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長（第71条第7項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は，第15条第1項の規定にかかわらず，前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし，第8条第1項第6号の規定にかかわらず，これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人（第71条第1項ただし書の規定により，当該公立大学法人が設置する大学の全部について，学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長（同条第7項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及び理事の任期は，第15条第1項の規定にかかわらず，6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし，副理事長及び理事の任期の末日は，当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は，第8条第1項第6号の規定にかかわらず，これを定款に規定することを要しないものとする。

2 監事の任期に係る先行法人の状況
すべて2年

3 最初の学長の任期に係る先行法人の状況

最初の学長の任期	法人数	備考
1年	2法人	
2年	7法人	
3年	6法人	
4年	14法人	
5年	1法人	
その他	2法人	・法人化前の任期の残任期間 ・設置大学毎に規定(4年:1校, 2年2校)

4 定款への記載案(素案)

(役員任期)

第 条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。<法第74条2項, 第3項>

副理事長及び理事の任期は、理事長が定める。<法第74条4項>

監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができる。<第15条第2項>

(学外者の参画がある場合... この場合において、(副理事長及び)理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第 条第 項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。)

(附 則)

(最初の学長となる理事長の任期の特例)

第 条第 項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、__年とする。

地方独立行政法人法に定めがなく，定款にも記載を要しない事項であるが
検討を要する事項

【役員（理事）の常勤・非常勤】

先行法人の状況

区 分	法 人 数	備 考
学内から任命した役員 = 常勤 学外から任命した役員 = 非常勤	19 法人	
学内から任命した役員 = 常勤・非常勤 学外から任命した役員 = 非常勤	1 法人	非常勤の副学長を理事に任命
学内から任命した役員 = 常勤 学外から任命した役員 = 常勤・非常勤	1 法人	学外理事のうち1名が常勤

法人数 21 法人（短大のみを設置する法人を除く。）

（平成19年1月文部科学省調査）

【役員（理事）の担当制】

（1） 先行法人の状況

区 分	法 人 数	備 考
担当制あり	11 法人	
担当制なし	10 法人	

法人数 21 法人（短大のみを設置する法人を除く。）

（平成19年1月文部科学省調査）

（2） 担当する職務の例

- ・国際教養大学：人事，教務・教育組織，広報，地域連携，財務，渉外
- ・県立岩手大学：教学，総務，教育・学生支援，研究・地域連携
- ・大阪府立大学：学術・研究・教務・学生，総務，経営，産学官連携・地域貢献
- ・秋田県立大学：企画・広報，研究・地域貢献，教育，財務，総務 本部長制
- ・福島県立医大：医療，企画・人材開発，教育研究，経営・渉外，管理運営
- ・県立会津大学：教育学務，研究，総務・財務，短期大学
- ・滋賀県立大学：総務，研究・評価，教育，地域貢献・渉外